

## 職員およびその同居者がインフルエンザへ罹患時の就業に関する規定

平成 21 年 9 月 4 日 福島県立南会津病院

南会津病院職員もしくは職員の同居者がインフルエンザに罹患した場合、以下のように対応する。

### I 職員がインフルエンザに罹患した場合の対応

1 : 職員がインフルエンザの症状を自覚した場合は、自ら適切な感染拡大防止策をとる。

#### 【感染拡大防止策】

- ①常時マスクを着用する。②咳エチケットを順守する。
- ③なるべく他人に近づかない。④手洗いを励行する。

2 : 部署責任者にインフルエンザの症状があることを報告する。

3 : 医療機関を受診し、診断を受ける。

4 : 診断の結果を部署責任者に報告し、就業の可否について指示を受ける。

5 : 就業停止期間

1) 症状が始まった日を 0 とし、7 日目まで。

2) 熱が下がった日を 0 とし、2 日目まで。

\*上記 1) または 2) の長いほうを就業停止期間とする。

6 : 就業休止の取り扱い

病気休暇または職務に専念する義務の免除として扱う。

7 : 就業休止期間の最終日（土日にあたる場合は金曜日）に部署責任者に連絡を入れ、就業の可否について確認すること。

### II 職員の同居者がインフルエンザに罹患した場合の対応

1 : 同居者がインフルエンザの症状を発症した場合は、家庭内で適切な感染防御対策をとること。

この対策は、患者の自宅療養期間中継続すること。

#### 【具体的な感染防御対策】

- ①患者となるべく距離をとる。寝室は可能であれば別にする。
- ②食事は時間をずらし、接触の機会を減らす。
- ③患者およびその同居者全員がマスク着用を着用する。
- ④手洗いを励行する。
- ⑤患者が頻繁に接触する部位の拭き取り清掃をこまめに行う。

2 : 同居者がインフルエンザと診断された時は、迅速に部署責任者に報告する。

3 : タミフルの予防投与を受けたうえで通常就業とする。

4 : 毎日 2 回体温の測定を行うなど体調の観察を行い、異状があれば部署責任者に報告し、指示を受ける。

### III 職員又はその家族がインフルエンザに罹患した場合の報告

各部署の責任者は、職員またはその家族がインフルエンザに罹患したと報告を受けたならば、直ちに報告書（別様式）で、総務課に報告すること。